

## 笠間市立学校部活動運営方針（令和 5 年度版）

笠間市教育委員会

### 1 部活動の意義

- (1) 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育活動の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義を持つ。
- (2) 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- (3) 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

#### 中学校学習指導要領 平成 29 年 3 月（抜粋）

##### 第 1 章 総則

##### 第 5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校の教育活動の一環として、教育課程との連携が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

### 2 策定の趣旨

笠間市立学校においては、上記の「部活動の意義」を踏まえ、運動部のみならず、文化部を含む全部活動を学校教育活動の一環として捉え、教育課程との関連を図りながら取り組むことによって大きな成果を上げてきた。

平成 30 年 5 月に県は「茨城県運動部活動の運営方針」を策定し、部活動の教育的意義の大きさを認めつつも、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日

的な課題に対応していくことの困難さも指摘している。そのような現状を鑑み、教育委員会及び校長に対しても、「運動部活動の在り方に関する活動方針」を策定することが求められた。

笠間市においても、これを受け「茨城県運動部活動の運営方針」に則りながら、様々な課題を解決しつつ、部活動がより一層効率的・効果的に行われ、生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待して平成30年8月に「笠間市立中学校・義務教育学校部活動運営方針」を定めた。また、令和4年12月に休養や活動時間等の順守や見直しの徹底を図るため「茨城県部活動の運営方針」が改訂された。そこで、本市でもこれまでの状況を踏まえ、市内部活動の運営方針の改訂を行うこととした。

なお、本方針は、市立中学校・義務教育学校後期課程を対象とするが、市立小学校・義務教育学校前期課程においても、中学校等の部活動と同様の活動を実施しており、その活動が学校教育の一環として行われている場合には、児童の発達段階に応じた心身の健全な育成を第一に、併せて教員の負担軽減の観点も考慮し、休養日や活動時間に配慮する必要があることから、一律市立中学校等に準ずる扱いとする。

### 3 適切な運営のための体制整備

#### (1) 望ましい運営体制の構築

##### ①生徒による主体的な企画・運営の導入

校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。

校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を可能な限り構築する。

##### ②費用負担、部活動の位置づけの見直し

部活動の参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。

現在、各学校において部活動が生徒会組織に位置づけられている場合、校長は、部活動の参加費や旅費等への生徒会費の拠出の在り方を見直し、部活動加入生徒のみで構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒やその保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行う。

P T A・後援会・振興会等から部活動に係る費用を充当している場合、校長は、全保護者に対し、P T A・後援会・振興会等への加入前に充当について説明し理解を得るとともに、部活動加入生徒の保護者等で構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮した取扱いをする。

また、地域移行期において、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないように配慮する。

##### ③部顧問の委嘱等

校長は、部顧問の決定に当たり、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導

員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。

校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行う。

## (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### ①部顧問対象研修への参加協力

校長は、部活動地域移行を視野に入れながら、特に競技・指導経験がない部顧問に対して、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、資質の向上を期して、必要な研修への参加に協力する。さらに、専門的で科学的なトレーニング理論や、効率的・効果的な指導方法の習得を目指す部顧問に対しても、同様とする。

### ②リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医及び有資格者等と連携・協力して、発育・発達の個人差を始め、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

### ③熱中症の防止

校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。

その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

中体連・高体連等、教育委員会及び校長は、高温や多湿時においては、大会や練習試合等、練習について、延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。

やむを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

### ④事故、体罰、ハラスメントの防止

校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防や

バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

### (3) 方針・計画・実績の公表と検証

#### ① 方針等の策定

校長は、「県運営方針」及び本運営方針に則り、毎年度、各学校における「部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成し、校長に提出する。校長は、学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページ等で公表する。

#### ② 活動状況の検証とフォローアップ

各校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。特に競技等によって休養の必要性等の度合いが異なるため、校長及び部顧問は、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう月単位の活動計画を適宜見直すものとする。

## 4 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

### (1) 適切な休養日等の設定

#### ① 活動時間の上限の遵守

1日当たりの上限は平日2時間、休日3時間とする。1週間当たりの上限は11時間とする。(練習試合や大会等の当日を除く。)校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間を設定する。活動時間には、準備や片付け、移動時間を含まないが、それを理由に活動時間が長時間にならないように適切な時間設定とする。

休日に、練習試合や大会等により、3時間を超えて活動を実施した場合は、他の休日に休養日を振り替えるものとする。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。なお、校長及び部顧問は、長期休業中においても、上記のとおり活動時間を設定する。

#### ② 朝の活動の原則禁止

校長及び部顧問は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施しない。また、特例で朝の活動を実施する場合にも、合計が1日の活動時間の上限の範囲内となるようにする。

※ 特例として朝の活動を実施する場合とは、次のいずれかとする。

A: 大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振り替える必要がある場合。

B: 通常の部活動とは別に、市駅伝練習等の期間限定の活動を行う必要がある場合。

#### ③ 休養日の設定

平日1日以上、休日1日以上、週当たり2日以上、の休養日を設けることを基本とする。8月13日～15日、12月29日～1月3日及び定期テスト3日前から前日までは、

休養日とする。

校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振り替える。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振り替えることも可とする。

当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、生徒及び保護者の同意を得て、校長の承認を得た上で実施し、別の日に休養日を振り替える。

本来であれば休養日に当たる日に、希望する生徒だけが参加する「自主練習」は行わない。

校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間を設ける。また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養日の増設や、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫を行う。

## （２）学校単位で参加する大会等の見直し

### ①大会・コンクール等への参加数の精選

校長及び部顧問は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について、精選する。

部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。

### ②大会参加に係る事前確認・検証

校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振り替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画を学校ホームページ上に公表する。

## 5 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

### （１）生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

#### ①多様な志向への対応

校長及び部顧問は、シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。また、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。（参考例）

#### ②誰もが参加できる活動の工夫

校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。また、地域の特別支援学校等との合同練習を実施するなど連携を図る。

## (2) 地域移行の推進

### ①段階的な地域移行

各学校において、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、令和5年度から、部活動を休日から段階的に地域移行する。

### ②部活動時間の縮減等

校長は、活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。あわせて、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場を地域等に設定するために、既存の部活動以外に、学校の設置者や地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化する。

校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

### ③地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力

笠間市教育委員会は、県教育委員会が定める兼職兼業に係る要項に準じ、市町村立学校の教員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業について適切に承認する。

学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組を始め、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

## 6 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

### (1) 複数顧問制の推進等

#### ①部活動数の精選と複数顧問制の推進

校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

#### ②部活動指導員の活用

市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用に努め、学校に配置する。

また、任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。

#### ③休養日の振替の徹底

校長及び部顧問は、前述の休養日の振替を徹底する。

- ・休日に練習試合や大会等で活動した場合、休養日を他の休日に振り替える。
- ・大会等参加により休日に連続して活動した場合、休養日を他の休日に振り替える。

### (2) 大会等の運営や役員業務の見直し等

#### ①大会等の運営の在り方の見直し

中体連等の大会等の組合せや打合せ会議について、可能な限り対面によらず、デジタル化・オンライン化するなどの改善を図る。また、大会等の運営について、競技団体や保護者等の人材の確保へ向け、広く働きかけ、教員によらない体制を構築することを目指す。

(参考例) カリキュラム・マネジメントによる部活動時間の確保例

	月	火	水	木	金
朝 の 会					
1	授業 1	授業 7	授業 12	授業 18	授業 23
2	授業 2	授業 8	授業 13	授業 19	授業 24
3	授業 3	授業 9	授業 14	授業 20	授業 25
4	授業 4	授業 10	授業 15	授業 21	授業 26
給 食					
昼 休 み					
5	授業 5	授業 11	授業 16	授業 22	授業 27
6	授業 6	部活動	授業 17	部活動	授業 28
放課後	部活動	部活動	部活なし	部活動	部活動
<p>○週 2 日の 5 時間授業日を設け、年間を通して充実した部活動の時間を確保。</p> <p>○部活動も授業と同じ 50 分 1 コマとして年間・月間練習計画を立案し、複数顧問同士や部活動指導員と連携して指導。</p> <p>○生徒の心身の発達に配慮した積極的な休養日の設定。(基本：毎週水曜日と週末土日いずれか 1 日。大会等で活動した場合には休日に休養日を振替。他シーズンごと)</p> <p>○生徒の安心・安全の確保のための下校時刻の設定。(基本：16:50 完全下校。他シーズンごと)</p>					

◎シーズンの考え方案

	オンシーズン	ピークシーズン	オフシーズン
期間	右記 2 シーズン以外	公式大会等の 3 週間前から当日	11 月～ 1 月末
練習時間	平日 100 分× 2 日、50 分× 2 日、休日 3 時間	平日 120 分× 4 日、特例で朝に振替可、休日 3 時間	平日 100 分× 2 日、50 分× 1 日、休日 3 時間
下校時刻	16:50 (部活なし 16:00)	火・木 16:50、 月・金 17:40 (部活なし 16:00)	16:50 (部活なし 16:00)
休養日	毎週水曜、隔週月曜、土日いずれか 1 日	毎週水曜、隔週月曜、 土日いずれか 1 日	毎週月・水曜、隔週金曜、 土日いずれか 1 日
備考		上位大会等への出場がない場合、他へ移行	

※ 上記参考例については、令和 5 年度は移行期間とし、今後の実施に向けて検討、調整等を行うものとする。